西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
アジアニューズレター

2021年
3月5日号

ミャンマー情勢アップデート(3 月 5 日)

執筆者:湯川 雄介、今泉 勇

1. 米国の制裁(商務省)

米国商務省の 3 月 4 日付発表 [1]によると、同省産業安全保障局(Bureau of Industry and Security: BIS)は、米国輸出管理規制(Export Administration Regulations: EAR)所定の品目につき、ミャンマーに対する新たな輸出制限等の措置を講じるとともに、そのエンティティリストに、ミャンマー国防省、内務省、Myanmar Economic Corporation (MEC)及び Myanmar Economic Holding Limited (MEHL)を追加する等がなされました。

同省のステートメントによると、潜在的な追加措置についても検討しているとのことであり、OFAC に加えて同省の動きについても注視が必要です。

2. Q&A

いわゆる CDM 等の展開に伴う現地の情勢の変化による実務上の課題に関して、多くの企業の皆様が感じられるであろうご疑問についてコメントします。

(1) 売掛代金等の回収遅延

Q: 売掛代金等の債権の回収がままならない場合、どうすればよいか?

A: 既存債権については、このような情勢下ですので、回収が遅れるのはある程度やむを得ないと思いますが、無制限に期限を延長したり、放棄するものではないことを明確にすべく、合意等を取り交わしておく方法が考えられます。

[1] https://www.commerce.gov/news/press-releases/2021/03/commerce-implements-new-export-controls-burma-and-makes-entity-list

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@nishimura.com

© Nishimura & Asahi 2021

また、継続的な取引にある場合には、新規取引分に入る前提として既存債権の支払いを条件とする等、エクスポージャーをなるべく低くする措置を講ずるべきです。
なお、外国からミャンマーに対する債権について、単なる期限の猶予を超えて実質的に貸付になるような変更となる場合には、いわゆるオフショアローンに該当するものとしてミャンマー中央銀行の了解を得る必要がある可能性がありますので、留意が必要です。

(2) 従業員への給与の支払時期

Q: 従業員への給与の支払いが通常の期日通りに行えなさそう。。。。

A: ミャンマー労働法上、従業員への給与については所定のタイミングで支払う必要があり、また、雇用契約上もその定めがあるのが一般です。この点、法律上、自然災害等の予測不可能な状況がある場合には支払時期を延期することが認められていますが、今回の事象が当該延期事由に該当するかについては、必ずしも明確ではありません。また、当該延期が認められるためには職場調整委員会等を介した労使間の合意をしたうえで、これとともに所轄の労働当局に申請し、その承認を得る必要がありますが、現下の状況においてそのような手続をとる実務上のハードルは高いように思われます。
これらの点については、現時点では現地労働当局においては大きな問題となっていないようですが、今後の状況の推移に鑑み、必要に応じて労働当局との協議等が必要になる可能性があり、継続的に注視が必要です。

(3) 駐在員の国外退避に伴う留意点

Q: 日本人駐在員が全員国外に退避することになるが、留意すべき事項は？

A: 会社法の観点からは、取締役又は支店代表者の居住要件が論点になります。この点について、昨年 10 月に DICA より、COVID-19 に基づきミャンマー国外に滞在する取締役又は授権役員について一定の緩和措置が設けられています。なお、会社法上いわゆる「休眠」という概念はありませんので、年次報告を含む各種の会社法上の義務については、リモートでもできるようにしておく必要があります(一部の義務については、会社法上の「小会社」に該当する場合には不要とされています)。
また、従業員の給与等が支払えるようにしておく措置を講ずるほか、待避地から郵送ベースでも対応できるようにするため、小切手帳(場合によっては多めに作成して)や、カンパニーシールを持ち出すことが考えられます。
(操業現場における実務オペレーション上の課題は別論として)日本人がいないこと自体が許認可等との関係において問題になることは少ないと思いますが、事実上休業状態になるのであれば、許認可の内容次第では所轄の当局に対する連絡等が必要な場合もあり得ます。

(4) 経済制裁等を見据えた社内対応

Q: より強い欧米からの制裁の可能性に備えて社内で対応しておくべきことは？

A: 今後は、国軍系企業又は国軍との関連・つながりがある企業が制裁対象に加わる可能性も否定できません。また、制裁指定されることが日本企業に直接影響を与えずとも、当該対象と取引を行うことが禁じられる又は国際的な非難の対象となる可能性はあります。そのような場合に、迅速に対応ができるようにする観点から、ミャンマー企業と合弁・提携等をしている場合には当該提携関係を、また、サプライチェーンを含む取引・商流関係全体を再アセスメント(一種の自己デュー・ディリジェンス)するとともに、アクションプランを作ることが考えられ、その内容としては、例えば以下のような検討事項があり得るでしょう。

© Nishimura & Asahi 2021

- 事業提携先、取引相手が制裁対象であるか、また、制裁対象に含まれる可能性についての調査[2]
- 合弁契約書・事業提携契約書、各種取引契約等の再レビュー(例えば、相手方が制裁対象に指定された場合に取り得る対応策、リスクの検証)
- 事業取引に米ドル、米国人、米国原産品がかかわり得るかの検証、並びに、当該取引の契約内容の確認
- 本社の企業行動指針、人権方針等の基本ポリシーに照らした行動の必要性及びその内容の確認
- 各種アクションプラン(例えば、取引の中断・停止、何らかの要請事項の発出、関係解消等様々なオプションが想定されます)の検討

＊ ＊ ＊ ＊ ＊

当事務所は、ミャンマーにおける「責任あるビジネス」に関する NGO である Myanmar Centre for Responsible Business (MCRB)がファシリテーションを行っている Statement by Concerned Businesses Operating in Myanmar と題する共同声明に、本年 3 月 4 日に、日本企業として初めて(外国会社部門)署名をいたしました。

当該共同声明の参加企業及び内容については、下記リンクをご参照ください。

https://www.myanmar-responsiblebusiness.org/news/statement-concerned-businesses.html

ゆかわ　ゆうすけ
湯川　雄介　西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士　ヤンゴン事務所代表
y.yukawa@nishimura.com

1998 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007 年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013 年 1 月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、ロビイング活動、法整備支援プロジェクトへの関与も多数。Chambers Asia- Pacific および Chambers Global において、ミャンマーの General Business Law の分野で Leading Individual に選出。

いまいずみ　いさむ
今泉　勇　西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士　ヤンゴン事務所副代表
i.imaizumi@nishimura.com

2006 年弁護士登録。国内案件における M&A、一般企業法務の経験を生かし、ミャンマー・ベトナム・インド・台湾・バングラデシュ等のアジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。
2012-2013 年インドの Khaitan & Co 法律事務所への出向、2016-2017 年ホーチミン事務所での駐在勤務。2019 年 7 月よりヤンゴン事務所副代表。

[2] 当該調査については、専門の調査会社の活用等が考えられます。当事務所は、そのような調査会社の一社と本年「ミャンマーにおけるインテグリティをめぐるビジネスリスク」と題するセミナーを開催しました。

© Nishimura & Asahi 2021

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に 18 の拠点を設けています。

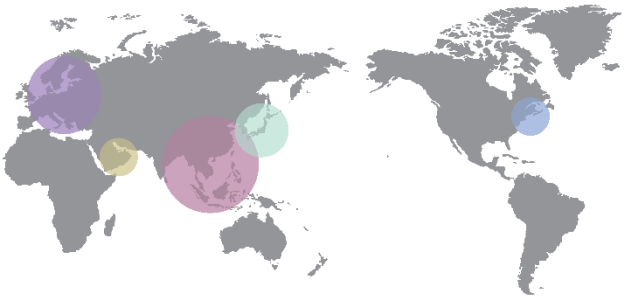

東京
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200　Tel 03-6250-7210（弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所）

名古屋
Tel　052-533-2590
社員　藤井宏樹

大阪
Tel　06-6366-3013
社員　臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡
Tel　092-717-7300
社員　尾崎恒康
髙木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク
Nishimura & Asahi NY LLP
Tel　+1-212-830-1600
E-mail　info_ny@nishimura.com
執行パートナー　山口勝之
副執行パートナー　清水恵
パートナー　辰巳郁
浦野祐介

ドバイ
Tel　+971-4-386-3456
E-mail　info_dubai@nishimura.com
森下真生

フランクフルト
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel　+49-(0)211-5403-9512

E-mail　info_europe@eml.nishimura.com
共同代表　石川智也
ドミニク・クルーゼ

バンコク
Tel　+66-2-168-8228
E-mail　info_bangkok@nishimura.com
パートナー　小原英志
下向智子
タイパートナー*　Chavalit Uttasart (SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1
Walalangi & Partners
Tel　+62-21-5080-8600
E-mail　info@wplaws.com
執行パートナー　Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel　+62-21-2933-3617
E-mail　info_jakarta@nishimura.com
パートナー　町田憲昭

ヤンゴン
Tel　+95-1-8382632
E-mail　info_yangon@nishimura.com
代表　湯川雄介
副代表　今泉勇

北京
Tel　+86-10-8588-8600
E-mail　info_beijing@nishimura.com
首席代表　中島あずさ
代表　志賀正帥
木下清太

上海
Tel　+86-21-6171-3748
E-mail　info_shanghai@nishimura.com
首席代表　前田敏博
代表　野村高志

シンガポール
Tel　+65-6922-7670
E-mail　info_singapore@nishimura.com
共同代表　山中政人
宇野伸太郎
パートナー　佐藤正孝
煎田勇二
イカング・ダーヤント*

ご案内：シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2
Tel　+852-2336-8586
E-mail　s.okada@nishimura.com
代表　岡田早織

ハノイ
Tel　+84-24-3946-0870
E-mail　info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括代表　小口光
平松哲

ホーチミン
Tel　+84-28-3821-4432
E-mail　info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括代表　小口光
大矢和秀
ベトナムパートナー*　Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北
西村朝日台灣法律事務所
Tel　+886-2-8729-7900
E-mail　info_taipei@nishimura.com
共同代表　孫櫻倩
張勝傑

＊1 提携事務所　＊2 関連事務所
＊外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

© Nishimura & Asahi 2021